

○立命館高等学校学則

昭和27年4月12日

規程第35号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、学校教育法にもとづき、立命館高等学校に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本校は教育基本法に則り、総合学園の一環として自由で清新な高等普通教育を施し、  
真実の人間を育成することを目的とする。

(名称)

第3条 本校は立命館高等学校と称する。

(位置)

第4条 本校の位置は京都府長岡京市調子一丁目1番1号とする。

(学校評価)

第5条 校長は、本校の教育活動および学校運営の状況について自己評価を行う。

- 2 校長は、前項に定める自己評価の結果をふまえて学校関係者評価を行う。
- 3 校長は、自己評価および学校関係者評価の結果を公表する。
- 4 校長は、自己評価および学校関係者評価の結果を理事長に報告する。

(学校評議員)

第6条 本校に学校評議員を置く。

- 2 学校評議員に関し必要な事項は、学校評議員規程による。

第2章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第7条 本校の修業年限は3年とする。

(在籍年限)

第8条 本校の在籍年限は最長6年とする。

- 2 同一の学年に在学できるのは、2年までとする。ただし、休学期間はこれを算入しない。

(学年)

第9条 学年は4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を分けて次の3学期制とする。

第1学期 4月1日から7月31日まで  
第2学期 8月1日から12月31日まで  
第3学期 翌年1月1日から3月31日まで  
(休業日)

第11条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に定める日
- (2) 日曜日
- (3) 学園創立記念日
- (4) 春季休業日 4月1日から4月7日まで
- (5) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (6) 冬季休業日 12月21日から1月7日まで
- (7) 学年末休業日 3月21日から3月31日まで
- (8) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認めた日

2 教育上に必要があり、かつ、やむをえない事情がある場合には、前項にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他、事情により校長が必要と認めた場合は臨時に授業を行わないことがある。

### 第3章 課程・学科及び収容定員

(課程・学科、収容定員)

第12条 本校の課程および収容定員は次の通りとする。

全日制課程普通科 1,080名

### 第4章 教育課程及び授業日数

(教育課程)

第13条 教育課程は別表1に定める。

2 教育課程は、高等学校学習指導要領の基準にもとづき編成する。

(授業日数)

第14条 授業日数は毎学年210日以上とする。

### 第5章 学習の評価・評定及び課程の修了、卒業

(学習評価・評定)

第15条 学習の評定は5段階とする。ただし、数値的な評価になじまないものはこの限りではない。

2 学習の評価および評定に関する必要な事項は、別に定める。

(課程の修了)

第16条 各学年の課程の修了は、別に定めるところにより校長が認定する。

2 各学年の課程の修了認定は、学年末に行う。ただし、第33条により留学を許可された場合は、この限りではない。

(原級留置)

第17条 校長は、学年の課程を修了することができない生徒に対し、教育上必要があると認められる場合は、別に定めるところにより、原級に留め置くことがある。

(卒業認定)

第18条 校長は、全学年の教育課程を修了した者に対し、卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

## 第6章 職員組織

(職員組織)

第19条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 教頭
- (4) 主幹教諭
- (5) 教諭
- (6) 養護教諭
- (7) 司書教諭
- (8) 講師
- (9) 事務長
- (10) 事務職員
- (11) その他必要な教職員

2 前項に定めるもののほか次の者を置く。

- (1) 学校医
- (2) 学校歯科医
- (3) 学校薬剤師

(校務の運営)

第20条 本校の運営は、学校法人立命館の設置する小学校、中学校および高等学校運営規

程による。

## 第7章 入学、退学、転学、休学、留学等

### (入学資格)

第21条 本校の第1学年に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、かつ、入学者の選抜に合格した者とする。

(1) 中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者、または中等教育学校の前期課程を修了した者

(2) 学校教育法第57条および同法施行規則第95条の規定により、校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

### (入学志願)

第22条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書のほか別に定める書類および入学検定料を添えて校長に願出しなければならない。

2 入学検定料の納付に関する必要な事項は、別に定める。

### (入学者の選抜)

第23条 入学志願者に対し、入学者選抜要項により入学者の選抜を行う。

2 前項の選抜による合格者は、校長が決定する。

### (入学許可)

第24条 入学者の選抜に合格した者は、所定の期日までに入学金を納付し、別に定める書類を提出しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 入学金の納付に関する必要な事項は、別に定める。

### (保護者)

第25条 入学者の選抜に合格した者の親権者または後見人は、保護者として届け出たうえ、誓約書を提出しなければならない。

2 保護者は、学校の教育活動に協力しなければならない。

3 保護者は、住所や氏名などの届出内容を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4 保護者が死亡または失踪したとき、新たな保護者は速やかに届け出なければならない。

### (編入学)

第26条 校長は、教育上支障がないと認められる場合は、第1学年の途中または第2学年以上の相当の学年に編入学を許可することができる。

2 編入学に関する必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第27条 校長は、特別の事情があり、教育上支障がないと認められる場合は、第1学年の途中または第2学年以上の相当の学年に転入学を許可することができる。

2 転入学に関する必要な事項は、別に定める。

(編転入学資格)

第28条 編入学または転入学できる者は、相当年齢に達し、校長が前各学年の課程を修了したと同等以上の学力があると認めた者とする。

(再入学)

第29条 本校を退学または除籍となった者が再入学を志願するときは、校長に願い出ることができる。ただし、第36条第1項第2号で除籍、または懲戒による退学の場合は、再入学することはできない。

2 再入学を願い出ることができる期間は、退学または除籍となった年度から翌年度の所定の日までとする。

3 校長は、第1項の願い出が正当であり、教育上支障がないと認められる場合は、再入学を許可することができる。

4 再入学に必要な事項は、別に定める。

(編転入学・再入学の志願、選抜、入学手続き、保護者)

第30条 編入学、転入学および再入学は、第22条から第25条までを準用する。

(休学)

第31条 生徒が疾病その他やむを得ない事情により3か月以上出席できないときは、校長に休学を願い出ることができる。

2 校長は、前項の願い出が正当であると認めた場合は、休学を許可することができる。

3 休学期間は当該年度内で3か月以上とする。ただし、留学を理由とする休学の場合はこの限りでない。

4 休学期間を超えても復学できないときは、校長は退学を命じることがある。

5 休学に関する必要な事項は、別に定める。

(復学)

第32条 休学中の生徒が復学しようとするときは、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(留学)

第33条 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、校長に留学を願い出ることができる。

2 校長は、前項の願い出が教育上有益であると認められる場合は、1年の範囲内でこれを許可することがある。

3 校長は、留学先での履修を本校における履修とみなし、別に定めるところにより単位の修得を認定することができる。

4 留学に関する必要な事項は、別に定める。

(転学)

第34条 生徒が他の学校に転学しようとするときは、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第35条 生徒が疾病その他やむを得ない事情により退学しようとするときは、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第36条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

(1) 授業料、MSコース費、教育充実費または在籍料を納めない者

(2) 在籍年限を超えた者

(3) 休学期間を超えてなお復学しない者

(4) 休学期間終了日までに所定の手続をとらなかった者

(5) 入学手続き完了者で、就学意思がない者

(6) 死亡した者もしくは行方不明になった者

2 除籍に関する必要な事項は、別に定める。

## 第8章 学費等

(授業料等およびその他納付金)

第37条 授業料等とは、授業料、MSコース費および教育充実費をいう。

2 入学検定料、入学金、授業料等および在籍料（以下、「学費等」という。）の額は別表2に定める。

(学費等の納付)

第38条 保護者は、生徒の在学中、所定の期日までに授業料等を納付しなければならない。

2 保護者は、休学を許可された場合、在籍料を納付しなければならない。

3 特別な事情のある場合は、別に定めるところにより、授業料等を減免することがある。

4 学費等の納付に関する必要な事項は、別に定める。

(学費等の返還)

第39条 すでに納入した学費等の納付金は、返還しない。

2 前項にかかわらず、退学、転学、除籍、休学、休学取消し、休学期間の延長または休学期間の短縮があった者については、授業料等または在籍料に相当する既納付額を返還することがある。

## 第9章 賞罰

(表彰)

第40条 校長は、学業および学校生活などにおいて他の生徒の模範となる生徒に対し、表彰することがある。

(懲戒および特別な指導)

第41条 校長および教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒および特別な指導を行うことができる。

2 懲戒のうち、訓告、停学および退学の処分は、校長が行う。

3 懲戒および特別な指導の実施にあたって必要な事項は、別に定める。

第42条 削除

(賠償)

第43条 生徒が本校の施設、設備または備品を破損または紛失した場合、保護者に賠償を求めることがある。

2 保護者は前項により賠償を求められたときは、速やかに賠償しなければならない。

## 第10章 改廃

(改廃)

第44条 この学則の改廃は、理事会において決定する。

附 則 (昭和34年6月12日全面改正)

1 この学則に必要な細則は別に定める。

2 校長、教職員、生徒および保護者は教育上その他必要と認められる場合に適当な組織または会を作ることができる。これらの組織または会についての規程は別に定めるものとする。

3 この学則は、昭和34年4月1日から適用する。

附 則 (昭和42年3月20日休学、復学および退学、再入学に関する規定改正)

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年3月22日定時制廃止による改正）

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年11月8日生徒収容定員変更による改正）

この学則は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年2月8日修業年限における休学期間の改正）

この規程は、昭和52年度入学生から適用する。

附 則（昭和55年5月16日課程名の挿入と休業日の明示）

この学則は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（別表の改正）

この規程は、1982年4月1日から施行する。

附 則（1984年5月25日教育振興費新設に伴う改正、学費分納制度の明記、別表改正）

この規程は、1984年4月1日から施行する。

附 則（1985年1月11日別表改正）

この規程は、1985年4月1日から施行する。

附 則（1986年3月28日学年暦変更に伴う改正）

この学則は、1986年4月1日より施行する。

附 則（1987年1月9日授業料改定に伴う学則別表2の改正）

この学則は、1987年4月1日より施行する。

附 則（1987年5月29日収容定員増加に伴う変更、同年12月2日認可）

この学則は、1988年4月1日より施行する。

附 則（1987年5月29日教育課程改訂に伴う変更）

この学則は、1988年度第1学年より適用する。

附 則（1988年1月8日施設設備充実費改正、施設設備資金新設、教育振興費廃止に伴う改正）

この学則は、1988年4月1日より施行する。

附 則（1988年9月1日学舎移転に伴う改正）

この学則は、1988年9月1日より施行する。

附 則（1989年3月10日学年進行第2年次分に伴う別表2の改正）

この学則は、1989年4月1日より施行する。

附 則（1989年7月28日消費税法施行に伴う学則別表2の改正）



この学則は、1989年4月1日より適用する。

附 則（1990年1月25日教育課程改訂に伴う変更）

この学則は、1990年度3年生より適用する。

附 則（1990年3月9日学年進行第3年次分に伴う別表2の改正）

この学則は、1990年4月1日より適用する。

附 則（1991年1月25日学年進行に伴う別表2の改正、91年度学内進学者より施設設備資金の徴収）

この学則は、1991年4月1日より適用する。

附 則（1992年1月24日消費税法の一部を改正する法律の施行に伴う改正）

この学則は、1992年4月1日より適用する。

附 則（1993年2月26日施設設備資金と施設設備充実費を統合して教育充実費に名称変更及び学費納付帳廃止に伴う改正）

この学則は、1993年4月1日より適用する。

附 則（1994年1月28日学費改定に伴う一部改正）

この学則は、1994年4月1日より施行する。

附 則（1994年3月25日教育課程改訂に伴う改正）

この別表1は、1994年4月1日から適用する。

附 則（1994年7月8日教育課程改訂に伴う改正）

この学則は、1995年4月1日から適用する。

附 則（1995年1月27日学費改定に伴う一部改正）

この学則は、1995年4月1日より適用する。

附 則（1996年1月26日学費改定に伴う別表2の改正）

この学則は1996年4月1日より適用する。

附 則（1997年1月24日学費改定に伴う別表2の改正）

この学則は、1997年4月1日から施行する。

附 則（1997年12月12日学費改正に伴う別表2の改正）

この学則は、1998年4月1日から施行する。但し、適用は1998年度の新入生・在校生とする。

附 則（1998年1月23日教育課程改訂に伴う第12条別表1の変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。

附 則（1999年1月22日学費改定および入学検定料を明記することに伴う一部変更）

この学則は、1999年4月1日から施行する。但し、適用は1999年度の新入生・在校生とする。

附 則（2001年1月26日学費改訂に伴う別表2の変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。但し、適用は2001年度の新入生・在校生とする。

附 則（2002年1月25日学費改定に伴う別表2の変更）

この学則は、2002年4月1日より施行する。但し、適用は2002年度以降の新入生・在校生とする。

附 則（2002年3月29日教育課程変更、2学期制実施、学費納付方法変更、条文整理等に伴う変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則（2003年1月24日教育課程改正に伴う別表1の変更、学費改定および教育充実費納入方法変更に伴う別表2の変更）

この学則は、2003年5月9日より施行する。但し、適用は2003年度以降の新入生・在校生とするが、教育充実費の納入方法については2003年度新入生に限り従前のおりとする。

附 則（2004年1月23日理事会議案第56号および2004年2月20日京都府受理による改廃手続きの規定、学年進行及び学費改定に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行する。ただし、適用は2004年度以降の新入生・在校生とする。

附 則（2004年11月26日スーパーサイエンスプログラムの教育課程表への追加にもなう一部変更）

この学則は、2004年11月26日より施行し、2004年4月1日より適用する。

附 則（2005年1月28日理事会議案第36号および2005年3月18日京都府受理による学費改定およびスーパーサイエンスコース費の新設に伴う一部変更）

この学則は、2005年4月1日より施行する。ただし、適用は2005年度以降の新入生・在校生とする。

附 則（2005年3月25日理事会議案第63号および2005年4月22日京都府受理によるスーパーサイエンスコースの設置による教育課程表別表1—3の追加および別表1—2の適用年度変更にもなう一部変更）

この学則は、2005年3月25日から施行し、2005年4月1日から適用する。

附 則（2006年1月27日理事会議案第67号および2006年3月30日京都府受理による

授業料減免措置の表記の追加および学費改定等に伴う一部変更)

この学則は、2006年4月1日から施行し、2006年度以降の新入生・在校生から適用する。

附 則 (2007年1月26日理事会第62号および2007年3月27日京都府知事届出受理による学費改定に伴う一部変更)

この学則は、2007年4月1日から施行し、2007年度以降の新入生・在校生から適用する。

附 則 (2008年3月28日理事会第57号および2008年5月12日京都府知事届出受理による休業日の変更、メディカルサイエンスコース設置による教育課程変更および学費改定に伴う一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行し、2008年度以降の新入生・在校生から適用する。

附 則 (2009年1月23日理事会第60号および2009年3月13日京都府知事届出受理による学期制・休業日の変更、教育課程変更に伴う一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行し、2009年度以降の新入生・在校生から適用する。

附 則 (2010年3月26日理事会第58号および2010年5月14日京都府知事届出受理による教育課程変更に伴う一部変更)

この学則は、2010年4月1日から施行し、2010年度以降の新入生および在校生から適用する。

附 則 (2011年3月25日理事会第59号及び2011年5月11日京都府知事届出受理による、章立て・学籍事項等の整理に伴う変更、教育課程の変更に伴う別表1の変更および納付金の表記の見直しに伴う別表2の変更)

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則 (2012年3月23日 理事会第62号および2012年5月1日京都府知事届出受理による、教育課程表変更に伴う別表1の変更)

この学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2012年11月30日理事会第26号および2013年5月1日京都府知事届出受理による、懲戒に関する事項の見直しに伴う一部変更)

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則 (2013年3月22日理事会第57号および2013年12月17日京都府知事届出受理による、教育課程の変更に伴う一部変更)

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則 (2014年3月28日理事会第50号および2014年5月21日京都府知事届出受理による、学期の期間変更および学費改定に伴う一部変更)

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則（2015年1月23日位置および教育課程表の変更ならびに学費改定に伴う一部変更）

この学則は、2015年4月1日から施行する。ただし、改正後の第4条については2014年9月1日から、第13条別表1の科目名の変更については2013年4月1日から適用する。

附 則（2016年3月25日学費改定および授業料等の返還方法の変更に伴う一部変更）

この学則は、2016年4月1日から施行する。

附 則（2017年3月24日教育課程表の変更に伴う一部変更）

この学則は、2017年4月1日から施行する。ただし、第13条別表1教育課程表《2013年度から2016年度までの入学生に適用》の科目名の変更については2013年4月1日から適用する。

附 則（2020年1月24日学費改定に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2020年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2020年7月3日教育課程表の変更に伴う一部変更）

この学則は、2020年7月3日から施行し、2019年4月1日から適用する。

別表1（第13条関係）

教育課程表《2017年度から2018年度までの入学生に適用》

教科	科目	第1学年		第2学年				第3学年							
		コア	MS	CE	SS	コ	GL	MS	MS	CE	SS	コ	GL	MS	MS
		コア	MS	CE	SS	コ	GL	MS	MS	CE	SS	コ	GL	MS	MS
		コース	コース	コース	コース	コース	コース	コース	コース	コース	コース	コース	コース	コース	コース
								(理系)	(文系)					(理系)	(文系)
国語	国語総合	4	5												
	国語表現			3	3	3									
	現代文B						3	3	3	3	3	2	3		
	古典B			2		2	2	2	2		2	3	4		
地理歴史	日本史A（日本近代史）			2	2	2									
	世界史A	2	2												

史	地理A				2								
	世界史B							4	△4		4		
	日本史B							△4	△4	△4			
	地理B							△4	△4	△4			
公民	政治・経済（現代社会解析）	2											
	現代社会		2										
	倫理								2	2	2		
数学	数学Ⅰ	4	4										
	数学Ⅱ			4	4	4	4	4					
	数学Ⅲ									6		4	
	数学A	3	4										
	数学B			2	2	2	4	4					
	数学3									3		3	
	数学講究												3
理科	物理基礎		2		2								
	化学基礎	2	2										
	生物基礎	2	2										
	地学基礎			2		2							
	物理							○4			5		
	化学				2		4		○4	3			
	生物				△2		○4		○4	△3			
	地学								○4				
	グローバルサイエンス										2		
保健体育	体育	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	保健	1	1	1	1	1	1	1					
芸	音楽Ⅰ	○2	○2										

術	音楽Ⅱ			○2	○2	○2							
	美術Ⅰ	○2	○2										
	美術Ⅱ			○2	○2	○2							
	書道Ⅰ	○2	○2										
	書道Ⅱ			○2	○2	○2							
	芸術Ⅲ								△2				
外国語	コミュニケーション	4	5										
	英語Ⅰ												
	英語プレゼンテーション	2	2										
	英語2						7	7					
	英語2A			4	4	3							
	英語2B			2									
	サイエンスイングリッシュⅠ				2								
	サイエンスイングリッシュⅡ								2				
	英語ディスカッションⅠ					2							
	英語ディスカッションⅡ									2			
	グローバルイングリッシュ					2							
	英語3										8	8	
	英語3A							5	4	4			
	英語3B							2					
家庭情報	家庭基礎			2	2	2	2	2					
	社会と情報	2	2										

学 校 設 定	高大連携Ⅰ			2										
	高大連携Ⅱ								3					
	高大連携Ⅲ									2				
	文社特講Ⅰ			2										
	文社特講Ⅱ								△2					
	理系特講Ⅰ					△2								
	理系特講Ⅱ									△3				
	日本史特講										2			
	現代社会システム					2								
	化学演習								2					
	生物演習								2					
	国際比較文化研究					1								
	イングリッシュイマ ージョン											○3		
	中国語											○3		
	国際関係ゼミ											3		
	特別講座Ⅰ												4	4
	特別講座Ⅱ												4	3
	特別講座Ⅲ												4	4
	特別講座Ⅳ												4	4
	総合的な学習の時間	1	1	1	1	1			1	1	1	2	2	
			(課 題研 究)	(課 題研 究)	(課 題研 究)			(課 題研 究)	(課 題研 究)	(課 題研 究)				
ホームルーム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
計	35	40	35	35	35	39	39	35	35	35	39	39		

(備考)

- ① △、○のついた選択群について——各学年で同じ記号のついた科目群からそれぞれ  
1科目を選択する。

選択Ⅰ、Ⅱ

	学年	単位数	科目名
高大連携 I	2年	2	法学入門（スーパーLAW必須）
			国際比較文化研究
			マネジメント&エコノミクス
			日本文化 I
			メディアリテラシー
高大連携 II	3年	3	法学ゼミ（スーパーLAW必須）
			スポーツ指導法
			プロダクトデザイン
			受験演習A（英語）
		1.5	政治
			生涯スポーツ
			知の探究
			日本文化 II
			大学講義A
		1.5	政治
			生涯スポーツ
			対人援助
			吹奏楽ボランティア
			大学講義B
		文社特講 I	2年
古典講読			
現代社会システム			
時事英語			
オーラルコミュニケーション			
文社特講 II	3年	2	日本史特講（スーパーLAW必須）
			環境と化学
			Project&Topics
			芸術Ⅲ（音楽、芸術、書道）
			メディアクリエイション



			受験演習B (数学)
理系特講 I	2年	2	地学 I
			生物 (前)
			理系情報 I
理系特講 II	3年	3	地学 II
			生物 (後)
			理系情報 II
			受験演習C (数学2/理科1)
高大連携 III	3年	2	空間デザイン
			ロボット制作
			分析化学
			生命科学
			受験演習D (英語)
			大学講義 (前後期セット)

教育課程表《2019年度以降入学生に適用》

教科	科目	第1学年				第2学年				第3学年			
		コア コース	MS コース	CE コース	SSコ ース	GL コース	MS コース (理 系)	MS コース (文 系)	CE コース	SSコ ース	GL コース	MS コース (理 系)	MS コース (文 系)
国 語	国語総合	4	5										
	国語表現			3	3	3							
	現代文B						3	3	3	3	3	2	3
	古典B			2		2	2	2	2		2	3	4
地 理 歴 史	日本史A (日本近代 史)			2	2	2							
	世界史A	2	2										
	地理A				2								
	世界史B							4	△4		4		

	日本史B						△4	△4	△4				
	地理B						△4	△4	△4				
公民	政治・経済（現代社会解析）	2											
	現代社会		2										
	倫理								2	2	2		
数学	数学Ⅰ	4	4										
	数学Ⅱ			4	4	4	4	4					
	数学Ⅲ									6		4	
	数学A	3	4										
	数学B			2	2	2	4	4					
	数学3									3		3	
	数学講究												3
理科	物理基礎		2		2								
	化学基礎	2	2										
	生物基礎	2	2										
	地学基礎			2		2							
	物理						○4				5		
	化学				2		4		○4		3		
	生物				△2		○4		○4		△3		
	地学								○4				
	グローバルサイエンス										2		
保健体育	体育	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	保健	1	1	1	1	1	1	1					
芸術	音楽Ⅰ	○2	○2										
	音楽Ⅱ			○2	○2	○2							
	美術Ⅰ	○2	○2										

	美術Ⅱ			○2	○2	○2								
	書道Ⅰ	○2	○2											
	書道Ⅱ			○2	○2	○2								
	芸術Ⅲ									△2				
外国語	コミュニケーション	4	5											
	英語Ⅰ													
	英語プレゼンテーション	2	2											
	英語2						7	7						
	英語2A			4	4	3								
	英語2B			2										
	サイエンスイングリッシュⅠ				2									
	サイエンスイングリッシュⅡ									2				
	英語ディスカッションⅠ					2								
	英語ディスカッションⅡ										2			
	グローバルイングリッシュ					2								
	英語3											8	8	
	英語3A									5	4	4		
	英語3B									2				
家庭	家庭基礎			2	2	2	2	2						
情報	社会と情報	2	2											
学校	高大連携Ⅰ			2										
	高大連携Ⅱ								3					

設 定	高大連携Ⅲ								2				
	文社特講Ⅰ		2										
	文社特講Ⅱ							△2					
	理系特講Ⅰ				△2								
	理系特講Ⅱ								△3				
	日本史特講									2			
	現代社会システム					2							
	化学演習							2					
	生物演習							2					
	国際比較文化研究					1							
	イングリッシュイマ ージョン										○3		
	中国語										○3		
	国際関係ゼミ										3		
	特別講座Ⅰ											4	4
	特別講座Ⅱ											4	3
	特別講座Ⅲ											4	4
	特別講座Ⅳ											4	4
総合的な探究の時間	1	1	1	1	1			1	1	1	2	2	
			(課 題研 究)	(課 題研 究)	(課 題研 究)			(課 題研 究)	(課 題研 究)	(課 題研 究)			
ホームルーム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
計	35	40	35	35	35	39	39	35	35	35	39	39	

(備考)

- ① △、○のついた選択群について——各学年で同じ記号のついた科目群からそれぞれ1科目を選択する。

選択Ⅰ、Ⅱ

	学年	単位数	科目名
高大連携Ⅰ	2年	2	法学入門（スーパーLAW必須）

			国際比較文化研究
			マネジメント&エコノミクス
			日本文化 I
			メディアリテラシー
高大連携 II	3年	3	法学ゼミ (スーパーLAW必須)
			スポーツ指導法
			プロダクトデザイン
			受験演習A (英語)
		1.5	政治
			生涯スポーツ
			知の探究
			日本文化 II
			大学講義A
		1.5	政治
			生涯スポーツ
			対人援助
			吹奏楽ボランティア
大学講義B			
文社特講 I	2年	2	近現代文学講読
			古典講読
			現代社会システム
			時事英語
			オーラルコミュニケーション
文社特講 II	3年	2	日本史特講 (スーパーLAW必須)
			環境と化学
			Project&Topics
			芸術III (音楽、芸術、書道)
			メディアクリエイション
			受験演習B (数学)
理系特講 I	2年	2	地学 I

			生物（前）
			理系情報Ⅰ
理系特講Ⅱ	3年	3	地学Ⅱ
			生物（後）
			理系情報Ⅱ
			受験演習C（数学2／理科1）
高大連携Ⅲ	3年	2	空間デザイン
			ロボット制作
			分析化学
			生命科学
			受験演習D（英語）
			大学講義（前後期セット）

別表2（第37条関係）

(1) 入学検定料

(単位：円)

区分	金額
入学、編入学、転入学	20,000

(2) 入学金

(単位：円)

区分	金額
入学、編入学、転入学	120,000

(3) 授業料等（年額）

《2019年度以前入学生に適用》

(単位：円)

学費名称	区分	金額
授業料		660,000
MSコース費		100,000
教育充実費		258,000

《2020年度以降入学生に適用》

(単位：円)

学費名称	区分	金額
授業料		672,000
MSコース費		100,000
教育充実費		264,000

※2019年度以前入学者が原級留置により2020年度以降の入学生と同じ学年となったときは、当該学年より本表の授業料等を適用する。

(4) 在籍料

(単位：円)

	金額
在籍料	2,000